

稚内中央小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

- 1 「いじめ」についての基本的な姿勢
- 2 「いじめ」の定義
- 3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

II いじめの防止等のための取組

- 1 未然防止
- 2 早期発見
- 3 いじめへの対応
- 4 ネット上のいじめへの対応
- 5 教員研修
- 6 年間計画

III いじめの防止等の対策のための組織

- 1 役割
- 2 組織図

IV 重大事態への対処

V その他（参考資料等）

稚内市立稚内中央小学校

I はじめに

1 「いじめ」についての基本的な姿勢

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「稚内中央小学校いじめ防止基本法方針」を策定する。

以下本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- ①稚内市子育て平和都市宣言の精神を尊重し、児童を地域ぐるみで育てる「子育て運動」の本質を踏まえる。
- ②「3あ運動」の取り組みの実践など、学校、学級内にいじめを生まない雰囲気を作る。
- ③全ての児童の基本的人権が尊重される「学校づくり」を基盤とし、教職員研修、児童会活動、PTA活動の柱に位置づけて取り組む。
- ④児童と児童の暖かな人間関係、教員が児童に寄り添った指導をするなど、校内における豊かな人間関係を築く。
- ⑤いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめを早期に解決するために、学校が組織として機能するようにマネジメントサイクルを大切にする。
- ⑥いじめ問題については、北地区子ども支援ネットワークを活用して「地域に根ざす」取り組みとするなど、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。
- ⑦けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめ問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 「いじめ」の定義

【法第2条】

・いじめとは、児童生徒の対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

いじめは、すべての児童に関係する問題であることから、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために「稚内中央小学校いじめ防止基本方針」を定める。

また本方針により、児童が、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わない児童の育成を目指す。

加えて、保護者や地域住民、その他の関係者との連絡のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【法第3条】

Ⅱ いじめ防止等のための取組

1 未然防止

いじめは、どの子にも起こり得ることを踏まえ、すべての子どもがいじめに向かうことがないように、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成するとともに、すべての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進めるなど、いじめの未然防止を図る取組を進める。

①いじめについての共通理解

- ・校内研修や職員会議等を通じ、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等に関して、教職員全員の共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動等を通じ、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ・多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事案を踏まえ、対応する。
- ・特に配慮が必要な児童について、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた「道徳教育」や「人権教育」の充実、「読書活動」や「体験活動」などの推進により、児童の社会性を育み、他人の気持ちを理解し、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・お互いのがんばりや良さに着目させた、行事の取り組みを推進する。

③いじめを生まない授業づくりと集団づくり

- ・みんなで分かることを目指す「学びあい授業」の推進により、一人一人を大切にした分かる授業づくりと、児童のコミュニケーション能力の向上を図る。
- ・一人一人が役割を発揮し活躍できる活動場面の充実を図り、安全・安心で居場所のある、学級・学年集団づくり、学校づくりを進める。
- ・中央小「3あ運動」の取り組みを推進する。

④自己有用感や自己肯定感を育む

- ・たてわり活動・1年生のお世話活動などの異学年交流や幼保小連携・小中連携、お年寄りとの交流、福祉体験活動やボランティア活動等を通じて、他者の役に立っていると感じる機会を全ての児童に提供し、幅広く大人から認めてもらえる場面を作ることにより、児童の自己有用感や自己肯定感を育む。

⑤児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童がいじめの問題について主体的に考える児童会活動を推進する。
(児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置、アンケートの実施など)

2 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からいじめを発見するための取組を進める。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害児童からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

→児童支援ツール「ほっと」の活用 4月に実施する。

→いじめアンケートの実施 5月、11月の2回実施する。

→児童アンケートの実施 7月、12月の2回実施する。

→教育相談については必要に応じて随時行う。

→保護者アンケートの活用 7月、12月の2回実施する。

→これらから得た情報はコンパス・実態把握シートに個別記録し、小さないじめの芽を見逃さないようにする。

・ 日頃から授業時間はもとより、休み時間・放課後等の雑談の中、保健室での児童の様子などにも目を配り、児童に関する教職員間の情報共有の場を設定し、「早期認知」「早期対応」のための組織体制づくりを心がける。

・ 個人ノート・生活ノート等、教職員（担任）と児童とで交わされる日記等を活用し、児童のささいな変化や交友関係の悩み・いじめの兆候などををつかむよう努める。

・ 家庭訪問や個人面談の機会を活用し、家庭での気になる様子などを把握することに努める。また、スクールガードの方や地域の方からも通学時の様子等を寄せてもらう体制を工夫していく。

・ どこに通報・相談すればよいかの窓口をしっかりと明示する。（相談体制の整備）

・ 保健室やS S W・教育相談所などの関係機関の利用、電話相談窓口等について広く周知していく。

3 いじめへの対応

いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うこととする。また、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応に努める。

- (1) 発見・通報を受けたときの対応
- (2) いじめを受けた児童生徒への対応
- (3) いじめたとされる児童生徒への対応
- (4) いじめが起きた集団への対応
- (5) 家庭との連携
- (6) 関係機関との連携

(1) 発見・通報を受けたときの対応

- ・教職員は、ささいな兆候をや懸念、児童からの訴えを抱え込まずに組織に報告・相談する。
- ・複数の教職員で児童への事実関係の聴取や具体的な対応を行うなど、組織的に対応する。
- ・いじめの事実の有無を確認し、設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、より関係機関との連携を強固にしていく必要がある。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめを受けた児童生徒への対応

- ・心身の苦痛を共感的に理解しつつ、事実関係を確認する。
- ・いじめられた児童にも責任があるという認識はしない。
- ・確認した事実関係は迅速に保護者に伝える。
- ・安全・安心を確保し、「絶対に守り抜く」という姿勢を伝える。

- ・安心して学習その他の活動に取り組める環境を確保する。
- ・解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。

・事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

（３）いじめたとされる児童生徒への対応

- ・事実関係を聴取し、いじめの事実の有無を確認する。
- ・確認した事実関係は迅速に保護者に伝える。
- ・いじめは「絶対に許されない」ということを理解させ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させる。
- ・状況に応じて、個別指導やその他の必要な措置を講じる。
- ・個人情報、プライバシーに十分配慮する。

・いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部の関係機関の協力も得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

（４）いじめが起きた集団への対応

- ・いじめを見ていた児童にも、自分の問題としてとらえさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・はやし立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめの問題について話し合い、根絶への意識を高める。

・いじめの解決は、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

（５）家庭との連携

- ・被害・加害児童の保護者へは、原則として、複数の教職員が家庭訪問を行い、対応する。

- ・ 保護者からの要望等に関しては、組織で検討することとし、期日等を明示して回答するなど、誠意をもって対応する。
- ・ 相談・対応の窓口を一本化する。

- ・ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童の保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、児童の安全を確保することを伝える。
- ・ いじめたとされる児童の保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(6) 関係機関との連携

- ・ いじめを確認した場合は教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、関係機関等と連携を図る。

【各関係機関一覧】

※北地区支援ネットワーク会議

- ・ 稚内市教育委員会 学校教育課 ・ 子ども課
- ・ 稚内市教育相談所
- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー
- ・ 稚内市北地区民生児童委員会
- ・ 稚内市中央地区民生児童委員会
- ・ 稚内中学校、稚内中央小学校
- ・ 稚内幼稚園・もぐもぐ保育園
- ・ 稚内大谷幼稚園・オアシス保育園

※旭川児童相談所稚内分室 ※稚内市児童問題連絡会

※稚内市学校適応指導教室 ※稚内人権擁護委員会協議会

※稚内警察署

4 ネット上のいじめへの対応

携帯電話やスマートフォンの普及発達に伴い、ネット上で、特定の児童生徒を誹謗中傷したり、個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加していることを踏まえ、こうしたいじめを防止し、効果的に対処する取組を進める。 【法第19条】

・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。

・ 早期発見の観点から、学校設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

【Point】

- ・ ネットパトロール（年間を通して定期的に実施）
- ・ 情報モラル教育（道德の時間・総合学習の時間）
- ・ ケータイ・スマホ教室の実施
- ・ 通報・相談窓口の明示
- ・ 保護者に対する呼びかけ（安易に所持させない・フィルタリング等）
- ・ PTA講習会・研修会の実施
- ・ プロバイダへの削除要請
- ・ 法務局・警察等との連携

5 教員研修等

いじめを受けた児童やその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導やその保護者に対する助言、又は、その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の資質向上に必要な教員研修を進める。

【法第18条】

①校内研修

- ・職員会議（月例、新年度対策会議、年度末反省会議）
- ・生徒指導実践交流会（年2回）
- ・特別支援教育学年別対策会議
- ・指導委員会（年6回） 拡大学年部会（事例に応じて開設）

②市町村研修

- ・稚内市教育委員会主催研修事業
- ・稚内市教育研究会主催研修事業
- ・稚内市教育研究所主催研修事業
- ・稚内市児童問題連絡協議会主催研修事業
- ・稚内市子育て推進協議会主催研修事業
（・宗谷管内教育研究連携会議主催研修事業）
（・宗谷教育研究所主催研修事業）

③P T A研修

- ・稚内市連合P T A教育講演会

④生徒指導研究協議会（教育局主催）の環流

⑤初任段階研、中堅教諭等資質向上研修（教育局主催）の環流

⑥スクールカウンセラー派遣拡充に係る研修

⑦道研や民間団体が開催する研修への教員派遣

6 年間計画

【法第34条】

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、年間を通していじめの防止等のためのための対策を計画的に行い、その取組を検証していく。

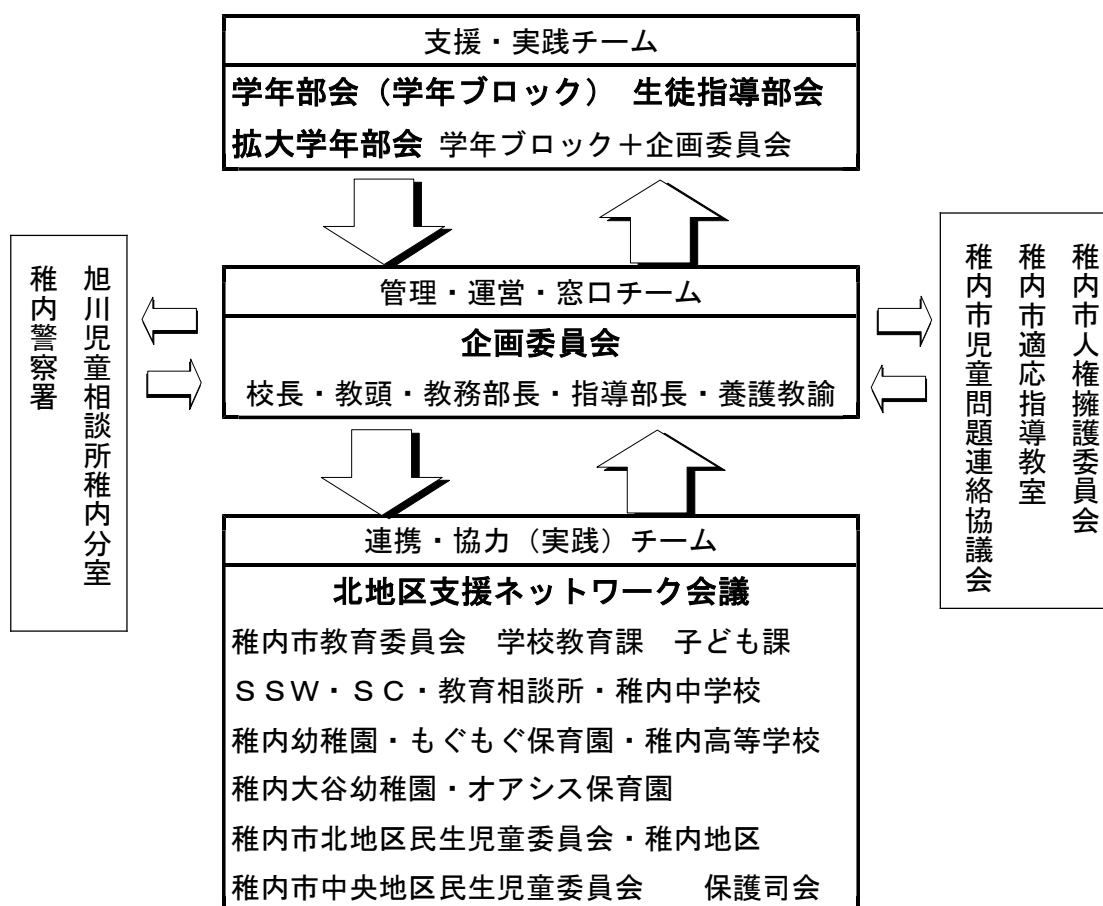
月	行事予定	未然防止	早期発見	ネットいじめ	教員研修	検証計画
4	入学式 1年生を迎える会	学び合い学習(年間通して) 3あ運動(年間を通して) 1年生のお世話活動	「ほっと」の活用 家庭訪問 (～5月)	ネットパトロール (年間を通して)	校内研修 家庭・地域・教育委員会との連携	
5		人権教育の実施(全学年)	いじめアンケート① コンパス記録		生徒指導実践交流会①	いじめアンケート分析・考察
6	C・S・D	たてわり活動				1節の反省・2節の方針作り
7		たてわり活動	児童・保護者アンケート①		学年別特別支援教育懇談会	2節の反省・3節の方針作り
8		平和学習	おなやみポスト			アンケート分析・考察・公表
9		たてわり活動		ネットパトロール報告		
10	学芸会	いじめ防止道徳授業月間				3節の反省・4節の方針作り
11		いじめ防止道徳授業月間	いじめアンケート② 個人面談 コンパス記録		警察との連携	いじめアンケート分析・考察
12	中央小まつり	たてわり活動	児童・保護者アンケート②		生徒指導実践交流会②	4節の反省・5節の方針作り
1		たてわり活動				アンケート分析・考察・公表
2		ケータイ・ネット学習 たてわり活動		ケータイ・ネット授業 (5・6年)		年度末反省 学校評価
3	卒業式	あいさつ運動	コンパスを活用した 引継ぎ	ネットパトロール報告		5節の反省

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織

1 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- (2) いじめの相談・通報の窓口
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (4) いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応案の作成
(情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援体制、保護者との連携など)
- (5) いじめ「解消」(①いじめに係る行為が止んでいること②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと)の判断をする。要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童と加害児童の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

2 組織図



※必要に応じて「道北支援チーム」を活用する

IV 重大事態への対処

次に掲げる重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する【法第30条】とともに、教育委員会の指導及び支援のもと、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【法第28条】

1. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
2. いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア）「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「指導や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断



学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査の実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体とした場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力